

寒川町現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、工事請負契約書第10条第1項の規定による現場代理人に、当該工事以外の工事を兼務させようとする場合（以下「兼務」という。）について、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 受注者は、次の各号のいずれにも該当する工事に限り現場代理人を兼務させることができる。

- (1) 本町が発注した工事
- (2) 契約金額が4,000万円未満の工事

(兼務させることができる工事の件数)

第3条 現場代理人に兼務させることができる工事の件数は、2件までとする。

(連絡員)

第4条 受注者は、現場代理人に兼務させようとするときは、速やかに連絡員を定めなければならない。

- 2 現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を当該工事現場に滞在させ、現場代理人との連絡に支障のないようにしなければならない。
- 3 現場代理人は、工事請負契約書第10条第2項の規定により委任された権限を、連絡員に再委任することはできない。

(受注者の義務)

第5条 第1条から前条までの規定は、現場代理人が工事現場を離れているときに受注者が負うべき義務を免除するものではない。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年1月1日から施行する。